

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 鮭川村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.4%
全職員	66.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	—
課長相当職	101.0%
課長補佐相当職	105.0%
係長相当職	97.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.3%
31～35年	—
26～30年	101.9%
21～25年	89.1%
16～20年	103.8%
11～15年	95.9%
6～10年	91.4%
1～5年	118.7%

【説明欄】

- 2 (1) 役職段階別 欄中の「部局長・次長相当職」は、当該役職相当の職員がいない。
 (2) 勤続年数別 欄中の「31～35年」は、女性の対象者がいない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。